

**第38号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について**

平成30・31年度の保険料軽減対策は、平成28・29年度に引き続き、さらに2年間の実施をすることになった。この軽減対策に必要な経費は、都内全区市町村の負担金（一般財源）によって支弁するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となった。

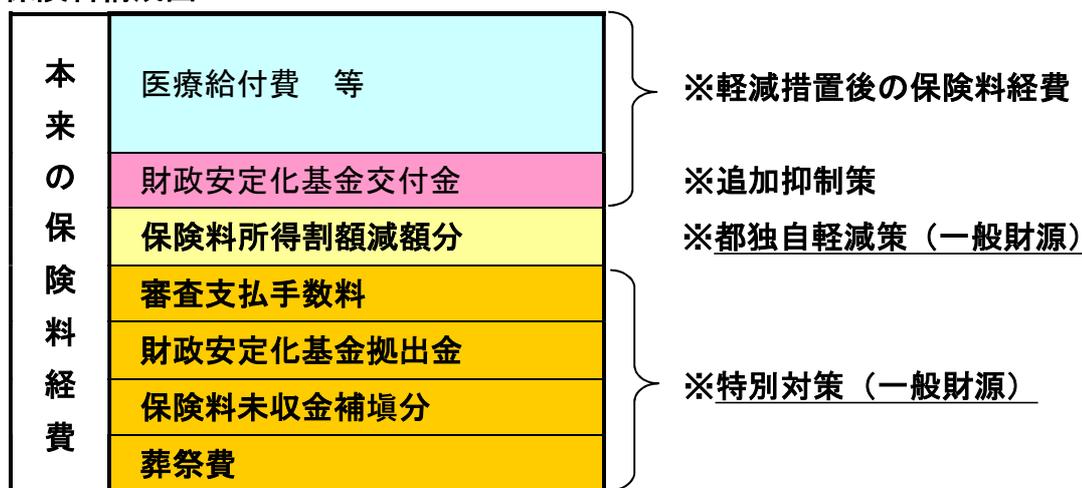
**1 変更内容**

規約の附則第5項中「平成28年度分及び平成29年度分」を「平成30年度分及び平成31年度分」に、「平成28年4月1日現在」を「平成30年4月1日現在」に改める。

**◎関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費**

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100%
財政安定化基金拠出金相当額	100%
保険料未収金補填分相当額	100%
保険料所得割額減額分相当額	100%
葬祭費相当額	100%

**2 保険料構成図**



**3 施行期日**

平成30年4月1日

## 一般財源の概要

### 東京都独自軽減策

#### (1) 保険料所得割額減額分

低所得者対策の「所得割額」減額（東京都広域連合の独自分：50%・25%減額）の財源は、各区市町村の一般財源を投入するものとされている。

### 特別対策（4項目）

#### (1) 審査支払手数料

診療報酬の審査支払手数料。

#### (2) 財政安定化基金拠出金

各区市町村の療養給付費に係る財源不足等に対し、貸付等を行うための基金。国、東京都、広域連合（各団体）それぞれが、拠出金総額の1／3を負担する。

（参考）

東京都と広域連合の協議の結果、次期における医療給付費の増に対応するための基金留保額（約66億円）を平成29年度末の基金残高で既に留保できているため、平成30・31年度は財政安定化基金の拠出はしないこととなった。（拠出率0%）

#### (3) 保険料未収金補填分

保険料収納率が100%を下回る場合は、その不足分を各区市町村が補填する。

#### (4) 葬祭費

被保険者が亡くなり、葬祭を行う者に支給する。広域連合からの支給額（5万円）の葬祭費の財源は、特別対策により各区市町村の一般財源を投入している。

（※区では、さらに一般財源より2万円を上乗せし、7万円を支給）

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>第1条～第19条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>平成30年度分及び平成31年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント	<p>第1条～第19条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>平成28年度分及び平成29年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント																

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成30年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則（平成30年 月 日東京都知事届出）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成28年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。) 附則第5項の規定は、平成30年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、平成29年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

# 平成30-31年度の保険料率について(最終案)

## 算定案

賦課総額 3,596億円

区市町村による特別対策等の継続  
負担金合計 **212億円(2年間)**

	H28・29年度	H30・31年度	増減	増減率
均等割額	42,400円	<b>43,800円</b>	1,400円	3.3%
所得割率	9.07%	<b>9.27%</b>	0.20ポイント	2.2%
一人当たり 平均保険料額 <small>(平成28年1月最終案)</small>	95,492円	<b>98,621円</b>	3,129円	<b>3.3%</b>

## 最終案

賦課総額 3,544億円

### 4項目の特別対策

・葬祭事業	計207億円 約80億円
・審査支払手数料	約63億円
・財政安定化基金拠出金	0億円
・保険料未収金補填	約64億円

所得割額独自軽減 約3.6億円

区市町村負担金合計  
**211億円(2年間)**

	H28・29年度	H30・31年度	増減	増減率
均等割額	42,400円	<b>43,300円</b>	900円	2.1%
所得割率	9.07%	<b>8.80%</b>	-0.27ポイント	-3.0%
一人当たり 平均保険料額 <small>(平成28年1月最終案)</small>	95,492円	<b>97,127円</b>	1,635円	<b>1.7%</b>

## 政令どおりの場合

賦課総額 3,754億円

	H28・29年度	H30・31年度	増減	増減率
均等割額	42,400円	<b>45,900円</b>	3,500円	8.3%
所得割率	9.07%	<b>9.51%</b>	0.44ポイント	4.9%
一人当たり 平均保険料額 <small>(平成28年1月最終案)</small>	95,492円	<b>103,005円</b>	7,513円	<b>7.9%</b>

## 保険料額比較(単身世帯)

単位:円

公的年金 収入額	軽減割合		保険料額(年額)				増減率
			新・保険料率	旧・保険料率	増加額		
	均等割額	所得割率			年額	月額換算	
80万円	9割軽減	—	<b>4,300</b>	4,200	100	8	2.4%
168万円	8.5割軽減	50%軽減	<b>13,000</b>	10,400	2,600	217	25.0%
173万円	5割軽減	25%軽減	<b>34,800</b>	31,100	3,700	308	11.9%
195万円	5割軽減	軽減なし	<b>58,600</b>	51,600	7,000	583	13.6%
217万円	2割軽減	軽減なし	<b>90,900</b>	91,900	△1,000	△83	-1.1%
240万円	軽減なし	軽減なし	<b>119,800</b>	121,300	△1,500	△125	-1.2%
890万円	軽減なし	軽減なし	<b>620,000</b>	570,000	50,000	4,167	8.8%

※ 公的年金収入のみの単身者で試算

↑ 保険料の賦課限度額

## 最終案算定時の設定条件

( )は「算定案」時の設定

- 被保険者数は、平成30年度を「153.1万人」、平成31年度を「157.5万人」と推計した。
- 一人当たり医療給付費の伸び率は、これまでの実績「**1.15%**」から、診療報酬改定等をふまえ「**1.14%**」(1.13%)と推計した。
- 後期高齢者負担率は、厚生労働省通知に基づき「**11.18%**」(11.21%)とした。
- 調整交付金算定に用いる所得係数は、「**1.630**」(1.640)と推計した。このため、均等割額と所得割額の賦課割合は、「**38.02 : 61.98**」(37.88 : 62.12)となる。
- 被保険者の所得の伸び率は、平成29年6月の確定賦課等をふまえ「**-2.6%**」とした。
- 区市町村の予定収納率を「**98.20%**」とした。
- 厚生労働省通知に基づき、保険料の賦課限度額は「**62万円**」(57万円)とし、均等割保険料の軽減判定所得の改正を見込んだ。
- 平成28・29年度の財政収支に係る剰余金を「**180億円**」(150億円)と見込んだ。
- 財政安定化基金については、保険料増加抑制のための活用はせず、本来の目的である医療給付費の上昇等に備えるために、留保することとした。
- 国の保険料軽減特例措置については、現在公表されている見直し内容によった。

# 平成30・31年度保険料率(最終案)と過去の保険料率等比較表

平成30年1月 東京都後期高齢者医療広域連合

保険期間	平成24・25年度		平成26・27年度		平成28・29年度		平成30・31年度			
	算定案		最終案							
条件	4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)	
保険料率	均等割額 40,100円	所得割率 8.19%	均等割額 42,200円	所得割率 8.98%	均等割額 42,400円	所得割率 9.07%	均等割額 43,800円	所得割率 9.27%	均等割額 43,300円	所得割率 8.80%
前期比増減	2,300円	0.62ポイント	2,100円	0.79ポイント	200円	0.09ポイント	1,400円	0.20ポイント	900円	-0.27ポイント
区市町村負担額(2年分)	約206億円 【特別対策合計203億円+所得割軽減3億】		約204億円 【特別対策合計201億円+所得割軽減3.4億】		約202億円 【特別対策合計199億円+所得割軽減3.4億】		約212億円 【特別対策合計208億円+所得割軽減4億】		約211億円 【特別対策合計207億円+所得割軽減3.6億】	
平均保険料額	92,980円 (実績)		96,896円 (実績)		95,492円 (平成28年1月最終案)		98,621円		97,127円	
対前期比	7.4%		4.2%		-1.4%		3.3%		1.7%	
収入額別保険料額※1	単身	80万円	4,000円	4,200円	4,200円	4,200円	4,300円(100円)	4,300円(100円)	4,300円(100円)	4,300円(100円)
		168万円	6,000円	6,300円	6,300円	10,400円	13,500円(3,100円)	13,000円(2,600円)	13,000円(2,600円)	13,000円(2,600円)
		173万円	36,100円	25,500円	25,700円	31,100円	35,800円(4,700円)	34,800円(3,700円)	34,800円(3,700円)	34,800円(3,700円)
		211万円	63,800円	59,800円	60,200円	76,000円	88,800円(12,800円)	85,600円(9,600円)	85,600円(9,600円)	85,600円(9,600円)
	2人世帯	192.5万円	56,200円	59,900円	60,300円	71,000円	80,400円(9,400円)	78,000円(7,000円)	78,000円(7,000円)	78,000円(7,000円)
		211万円	87,800円	68,200円	68,700円	84,400円	97,500円(13,100円)	94,200円(9,800円)	94,200円(9,800円)	94,200円(9,800円)
保険料算入経費の構成図(金額は2年分)	<p>賦課総額 2,842億円</p> <p>調整交付金 交付調整分 74億円</p> <p>医療給付費(保険料割当分) 2,071億円</p> <p>葬祭費 63億円</p> <p>健診事業 27億円</p> <p>財政安定化基金拠出 20億円</p> <p>審査支払手数料 63億円</p> <p>未収金補填分 57億円</p>		<p>賦課総額 3,155億円</p> <p>調整交付金 交付調整分 86億円</p> <p>医療給付費(保険料割当分) 2,270億円</p> <p>葬祭費 74億円</p> <p>健診事業 29億円</p> <p>財政安定化基金拠出 0億円</p> <p>審査支払手数料 64億円</p> <p>未収金補填分 63億円</p>		<p>賦課総額 3,274億円</p> <p>調整交付金 交付調整分 92億円</p> <p>医療給付費(保険料割当分) 2,323億円</p> <p>葬祭費 78億円</p> <p>健診事業 32億円</p> <p>財政安定化基金拠出 0億円</p> <p>審査支払手数料 59億円</p> <p>未収金補填分 62億円</p>		<p>賦課総額 3,596億円</p> <p>調整交付金 交付調整分 89億円</p> <p>医療給付費(保険料割当分) 2,668億円</p> <p>葬祭費 80億円</p> <p>健診事業 37億円</p> <p>財政安定化基金拠出 0億円</p> <p>審査支払手数料 63億円</p> <p>未収金補填分 65億円</p>		<p>賦課総額 3,544億円</p> <p>調整交付金 交付調整分 87億円</p> <p>医療給付費(保険料割当分) 2,632億円</p> <p>葬祭費 80億円</p> <p>健診事業 37億円</p> <p>財政安定化基金拠出 0億円</p> <p>審査支払手数料 63億円</p> <p>未収金補填分 64億円</p>	
賦課限度額	55万円		57万円		57万円		57万円		62万円	
限度額到達所得※3	6,226,000円		5,878,000円		5,817,000円		5,677,000円		6,554,000円	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期と同様に特別対策4項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。</li> <li>保険料抑制のため、財政安定化基金の通常積立に加え、基金の積み増しを行ったうえ、基金約206億円を充当することとした。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>財政安定化基金の残額が十分に見込めたため、財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。</li> <li>保険料抑制のため、基金145億円を充当することとした。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>財政安定化基金の残額が十分に見込めたため、財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。</li> <li>剰余金84億円のほか、保険料抑制のため、財政安定化基金145億円を充当することとした。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>財政安定化基金の残額が十分に見込めるため、財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。</li> <li>剰余金150億円を収入として計上することとした。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>財政安定化基金の残額が十分に見込めるため、財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。</li> <li>剰余金180億円を収入として計上することとした。</li> </ul>	

※1: 収入額は本人の年金収入、2人世帯は、本人の年金収入と配偶者の年金収入80万円の場合を想定。( )は対平成29年度比。

※2: 調整交付金交付調整分とは、普通調整交付金の減額調整分を補填するため保険料算入経費となる分。

※3: 賦課限度額に到達する賦課のもととなる所得金額。